

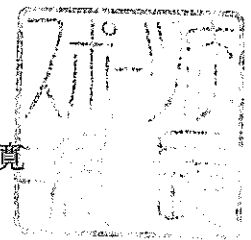


元ス庁第279号
令和元年8月7日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

殿

スポーツ庁次長
瀧 本 寛



(印影印刷)

「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」について（通知）

スポーツ庁では、別添のとおり、「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」（以下「中長期的施策」という。）を令和元年8月7日付けで決定しました。

本中長期的施策については、「スポーツ実施率向上のための行動計画」（平成30年9月6日策定）において、新たな制度創設・制度改正も視野に入れた中長期的施策を取りまとめることとされていたところです。

具体的には、スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けて、①地域におけるスポーツの環境づくり、②スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進、③障害者スポーツの推進、④エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進の4分野を柱として、分野ごとに施策をとりまとめております。

スポーツ庁では、今後、本中長期的施策を踏まえたスポーツ施策を推進するとともに、本中長期的施策の各項目について工程表を策定し、定期的に進捗を確認しつつ、着実な施策の実施を図ることとしておりますので、格別の御協力を賜りますようお願いいたします。

このことについて、都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市町村長及び市町村教育委員会教育長並びに所管又は所轄の学校その他の関係機関等に対して、指定都市市長及び指定都市教育委員会教育長におかれては、所管又

は所轄の学校その他の関係機関等に対して、国公立大学長におかれては管下の附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した学校に対して、周知願います。

添付資料

- 別添 1 スポーツ実施率向上のための中長期的な施策（概要）
- 別添 2 スポーツ実施率向上のための中長期的な施策

【本件連絡先】

スポーツ庁健康スポーツ課企画係

電話：03-5253-4111（内線 2688）

E-mail: kensport@mext.go.jp